

宮城県インターンシップの取扱の概要

1 趣 旨

本概要におけるインターンシップとは、学生等が宮城県において実習及び研修的な就業体験をすることをいいます。

2 インターンシップの意義

インターンシップによって学生等が得る成果は、実践的な人材の育成につながるものです。宮城県においても、学生の県業務への理解促進及びキャリア形成への支援を目指すとともに、本県組織の活性化を図るため、インターンシップを実施します。

3 受入時期

受入時期は、原則8月から9月までの2か月間とします。

4 受入期間

受入期間は、原則1日（1dayインターンシップ）または5日間（1weekインターンシップ）のいずれかとします。ただし、学生等の希望により、受入課所等と調整の上、延長できるものとします。

5 受入対象者

大学院、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校及び高等学校（以下「大学等」という。）の学生を基本とし、文科系、理科系を問いません。

6 受入方法等

みやぎ電子申請システム（以下「電子申請」という。）による学生等からの申込み及び大学等からの受入依頼を受け、必要に応じて抽選、書類選考等を実施の上、受入れを決定します。

7 受入条件等

- ・ 賃金、各種手当、食費等の金銭給付は行いません。
- ・ 傷害保険、賠償責任保険等は大学等側での対応とします。
- ・ その他疑義がある場合には、その都度人事課との協議の上、決定します。
- ・ 受入人数は、原則として「宮城県インターンシップ受入課室一覧」に記載された数とします。

8 出欠登録及び誓約

受入学生等は、実習開始前までに電子申請により出欠の登録及び誓約を行うものとします。

9 報告書等の提出

インターンシップ受入期間終了後、受入学生等は、電子申請により参加報告するものとします。